

平生町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年1月14日(水) 午後3時～午後3時25分
- 2 開催場所 平生町役場 大会議室
- 3 出席委員 (5人)
会 長 内山 壯二
職務代理者 吉崎 秀和
委 員 瀬尾 純夫 窪田 伸子 金福 和広
- 4 欠席委員
- 5 農地利用最適化 中山 直行 藤山 一人 松村 哲雄
推進委員(6人) 田代 勉 羽山 敦紀 河内山 裕子
- 6 欠席委員
- 7 事務局職員 局 長 吉岡 文博
書 記 久保 真大

8 会議録署名委員

○会 長

これより1月定例農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は議長において、瀬尾委員さん、金福委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

9 会 議

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

【議案第1号】

○事務局

ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田で面積は272㎡です。権利内容は所有権移転です。新規取得で、通作距離は1km、当事者関係は贈与です。相続により申請地を取得したが、遠方に住んでいるため管理ができず、譲渡を希望していた譲渡人から、譲渡人の甥にあたる譲受人が譲り受けることになったものです。

営農計画としては、ブルーベリーを作付けする計画となっております。一連の作業については譲受人ご夫婦で行う計画となっております。新規取得となっておりますが、譲受人は父親の営農の手伝いを行っており、農作業経験年数は20年となっております。

続いて3ページをご覧ください。青色に着色した部分が申請地です。富ま

るの北側に位置するあたりとなります。

続いて4ページが地籍図で、斜線部分が申請地です。

その他、必要書類も揃っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 1月9日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。申請人の資格は適当です。取得後の営農計画も適当です。その他の参考事項はありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○瀬尾委員 地目が田となっていますが、そこにブルーベリーを植えてすぐに育つものですか。

○金福委員 問題ないと思います。

○会 長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり許可いたします。

続いて、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

○事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

【議案第2-1号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2-1号、申請地、申請人は記載のとおりです。●●番は、地目は畑、面積は446㎡のうち19㎡、●●番は、地目は田、面積は931㎡の内96

m²で合計面積は115 m²です。農地区分は第3種農地、転用目的は駐車場、通路、工事期間は許可後1ヶ月となっております。

続いて、6ページをご覧ください。緑色の着色部分が申請地です。万徳寺の西側に位置するあたりとなります。

7ページが地籍図となります。斜線部分が申請地で、南側の斜線部分が駐車場、北側の斜線部分が通路です。

被害防除からですが、申請地は、すでに造成されており追加の造成、整地はありません。雨水は自然流下で道路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願います。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 1月9日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しています。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第2-2号について、事務局からお願いします。

【議案第2-2号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2-2号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は畑、面積は307 m²の内73 m²、一体利用地の自己所有の宅地があり、そちらを含めた計画

面積は 503 m²となっております。農地区分は第 3 種農地、転用目的は宅地への進入路、宅地の一部で、工事期間は許可後 1 ヶ月となっております。

続いて、8 ページをご覧ください。緑色の着色部分が申請地、斜線部分が一体利用地です。自治会でいうと沼となります。

9 ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。一体利用地の●●番に居宅があり、東側の斜線部が進入路、北側の斜線部が敷地の一部となっております。申請人は平成 27 年に母から相続しましたが、昭和 50 年ごろには、現在のように使用されていたという顛末が書かれた書類が添付されています。

被害防除からですが、申請地は、すでに造成されており追加の造成、整地はありません。雨水は自然流下で側溝、一体利用地へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 1 月 9 日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2 年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しています。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務

局からお願いします。

○事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件を上程いたします。

【議案第3号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。

議案第3号、申請地、申請人は記載のとおりです。●●番は、地目は田、面積は441㎡、●●番は、地目は畑、面積は754㎡、●●番は、地目は田、面積は341㎡、●●番は、地目は畑、面積は584㎡、合計面積は2120㎡です。農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は6区画の宅地分譲で1区画あたりの面積は244.08㎡～255.01㎡で宅地部分が1482㎡、道路部分が309㎡、水路部分が48㎡、擁壁の代わりにの干渉スペースと法面部分が281㎡となっており、工事完成は令和8年3月31日までです。

続いて、11ページをご覧ください。着色部分が申請地です。柳井紙工の東に位置しています。

続いて、12ページが地籍図です。斜線部分の北東側に3区画、南西側に3区画、この南西側3区画については、建売を予定しているとのこと。その間に進入路が配置され、水路は●●番との間に設置され、南東側の突き出ている方が法面になるという計画となっています。

水路は、申請地の南東側に位置する●●番、●●番の田の排水のためのもので、現在は申請地内に暗渠が設置され排水されていましたが、暗渠を撤去し、新たに設置する水路から排水する計画となっています。

次に被害防除からです。造成は、最大1.95mの盛土、0.5mの切土を行うこととなっており、法面に対する措置としては、1:1.8の安定勾配及び重力式擁壁の設置、芝張りによる法面の保護を行うこととなっております。盛土規制法については、今回の場合、都市計画法の開発許可を受け、みなし許可となるため、盛土規制法の許可は不要となります。

なお、●●番は平成11年1月13日、●●番は平成11年5月13日に畑地造成の承認を得て、すでに造成が行われています。

雨水については、ためますから水路へ放流される計画です。汚水については、公共下水道への放流となります。

以上、書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 1月9日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としましては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用

及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、公共下水道への放流となります。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第4号「許可外転用について」事務局からお願いします。

○事務局 議案第4号「許可外転用について」、1件を上程いたします。

【議案第4号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。

申請地は記載のとおりで面積は5699㎡の内2410㎡、転用目的は特別高圧送電線路建設における地質調査工事で、申請人は電気事業者となります。

14ページが位置図となります。着色した部分が今回の申請地です。自治会でいうと喜多のあたりとなります。

本件は、許可外の申請となっておりますが、こちらは、農地法施行規則第29条、「農地の転用の制限の例外」の第13項に「電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等の敷地に供するため農地を農地以外のものとする場合」とあり、これに該当するため許可不要ではありますが、事業内容の把握のため、事前に農業委員会に届出がなされたものとなります。

一時転用期間は、令和8年1月19日から令和8年3月19日となっております。

工事完了後、現状に回復する旨の誓約書が添付されております。

以上よろしく願いいたします。

○会 長 こちらについては許可外転用ですので、実態調査報告は行いません。

これより質疑にはいりません。

○会 長 大野地区地区長の窪田委員さん、現地はご覧になりましたか。

- 窪田委員 現地を確認しました。とくに問題はないと思います。
- 会 長 農地利用最適化推進委員のみなさんもなにかありませんか。
(なし)
- 会 長 ないようですね。こちらについては許可外ですので採決は行わず、この届出を受理いたします。
- 会 長 以上、これにて本総会に付議されました案件は全て終了いたします。

会長 内山 壯二

署名委員 金福和六

署名委員 瀬尾 純夫